

厚岸町地域おこし協力隊設置規則をここに公布する。

平成28年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町地域おこし協力隊設置規則

(設置)

第1条 都市地域からの人材を積極的に誘致し、地域力の維持・強化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、厚岸町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 農林水産業等の産業の振興に関する活動
- (2) 地域資源（観光・特産品）の活用及び振興に関する活動
- (3) 地域の行事及び活性化に関する活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) 地域間交流及び移住・定住促進に関する活動
- (6) 地域の課題やニーズの解決に向けた活動
- (7) その他、地域力の維持・強化に資するもので町長が必要と認める活動

(隊員の任用)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件を満たす者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 心身ともに正常な状態で、誠実に活動ができる者
- (3) 普通自動車運転免許を有している者

(4) 本町に1年以上居住する予定の者

(5) 地域に溶け込む意思があり、地域の活性化に熱意を有し、積極的に活動できる者

(6) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする条件不利地域（過疎、山村、離島、半島等の地域である市町村をいう。）でない都市地域等から本町へ移し、住民票を異動させた者。ただし、任用を受ける前に本町に定住又は定着している者（既に住民票の異動が行われている者等をいう。）については、原則として含まない。

（隊員の任期）

第4条 隊員の任期は、1年以内とし、最長3年まで延長できる。ただし、初年度の任期については当該年度末までとする。

2 前項の規定により任期を延長する場合は、1年ごとに延長するものとする。

（隊員の解嘱）

第5条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中においてもその任を解くことができる。

(1) 自己の都合により退任を申し出たとき。

(2) 活動成績が良くないとき。

(3) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(4) その任に必要な適格性を欠くとき。

(5) 町長が設置を必要としなくなったとき。

(6) 町と協議なく住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による転出の届出を行い、本町に住所を有しなくなったとき。

（隊員の身分）

第6条 隊員の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

（報酬及び費用弁償並びに支援等）

第7条 町長は、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年厚岸町条例第37号。以下「条例」という。）の規定に基づき、隊員に報酬を支給する。

2 前項の報酬は、条例別表第1のその他の非常勤の特別職の職員の区分によることとし、その額は、月額250,000円とする。

3 第1項の報酬の支給日は、毎月10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又

は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

- 4 隊員が活動のために出張したときは、条例の定めるところにより旅費を支給する。
- 5 町長は、隊員が行う第2条に規定する活動に対して必要な経費を予算の範囲内で支給する。
- 6 町長は、隊員の活動に必要な住居、施設等について、予算の範囲内において支援を行う。
- 7 前項の規定により支援を行う住居について、電気、ガス、水道、電話、衛生その他居住に要する設備等の維持経費は隊員が負担する。
- 8 第6項の規定により支援を行う住居が破損したときは、自然の腐朽若しくは不可抗力による破損又は滅失のほか隊員の責めに帰すことのできない場合を除き、修復等に要する費用は、隊員が負担する。
- 9 町長は、隊員の定住に向けて必要となる経費について、予算の範囲内において支援を行う。

（社会保険等）

第8条 隊員は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、それぞれの被保険者となるものとする。

（公務災害補償）

第9条 隊員が公務上の事故により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合は、北海道市町村総合事務組合が定める町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところにより、その補償を受ける。

（活動日等）

第10条 隊員の活動日は、月16日とし、1週間当たり28時間及び1日7時間を超える勤務をさせないものとする。

- 2 町長は隊員の申し出により第2条に規定する活動に支障がない範囲において、定住に向けた就業活動等を認めるものとする。

（年次有給休暇）

第11条 隊員の年次有給休暇は、厚岸町定数外職員取扱規則（平成23年厚岸町規則第

30号) 第44条の規定に準じて、付与するものとする。ただし、時間を単位として付与された年次有給休暇を日に換算するときは、7時間をもって1日とする。

(特別休暇)

第12条 隊員の特別休暇は、厚岸町定数外職員取扱規則第45条の規定に準じて、与えるものとする。ただし、時間を単位として与えられた特別休暇を日に換算するときは、7時間をもって1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、隊員の夏季休暇の期間は2日以内とする。

(活動報告)

第13条 隊員は、活動の状況を活動日誌(別記様式第1号)に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の活動日誌を添付の上、毎月10日までに活動報告書(別記様式第2号)を提出しなければならない。

(服務)

第14条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 活動を遂行するに当たっては、法令等を遵守するとともに全力を挙げて第2条に掲げる活動に専念すること。

(2) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為を行わないこと。

(3) 活動上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(身分証)

第15条 隊員は、活動に従事するときは、身分証明書(別記様式第3号)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(町の役割)

第16条 町長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 隊員の活動に関する各種調整

(2) 隊員の活動終了後の定住支援

(3) その他協力隊の円滑な活動に必要なこと。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第13条関係）

活動日誌

厚岸町地域おこし協力隊

隊員氏名

印

月 日	曜日	活動場所	活動内容
月 日	日		
月 日	月		
月 日	火		
月 日	水		
月 日	木		
月 日	金		
月 日	土		
(特記事項)			

別記様式第2号（第13条関係）

年 月 日

活動報告書（ 年 月分）

厚岸町長 様

厚岸町地域おこし協力隊

隊員氏名



今月の活動報告	
翌月の活動予定内容	
要望、意見等	

(表)

身 分 証 明 書		
写真 正面、脱帽にて 3ヶ月以内に撮 影したもの	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者は、厚岸町地域おこし協力隊設置規則第3条に規定する地域おこし協力 隊員であることを証明する。		
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
厚岸町長		印

(裏)

注 意 事 項	
1 この証明書は、活動を遂行するときは常に携帯し、関係人から請求があったとき には、これを提示しなければならない。 2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを訂正してはならない。 3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に届け出なければならない。 い。 4 この証明書は、退任し、又は解嘱されたときは、直ちに返還しなければならない。	